

# ①インボイス制度の概要

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

**令和5年10月1日**から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

※10月1日以降に納品や役務の提供が完了する取引から税額控除にインボイスの保存が必要となります。

### ポイント

適格請求書等保存方式においては、原則的に税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（「適格請求書発行事業者」）が交付する「**適格請求書（いわゆるインボイス）**」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

→「適格請求書発行事業者」しか「適格請求書等」を交付できないため免税事業者等（登録のない企業・個人（フリーランス等））からの仕入れは控除の対象外となります。

# ①インボイス制度の概要

## 適格請求書（インボイス）とは

「売手側が、買手側に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号の他、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

### 記載要件

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率対象である場合はその旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

# ① インボイス制度の概要

(参考)

## 区分記載請求書（現行）

請 求 書	
〇〇（株）御中 ⑤	(株) △△ ①
②	③
11/2 割り箸	550円
11/2 弁当・飲料（お茶）※	5,400円
11/25 ケータリングサービス	77,000円
合計	82,950円
④ (10%対象	77,550円)
( 8%対象	5,400円)
※軽減税率対象③	

## 適格請求書（インボイス）

請 求 書	
〇〇（株）御中	(株) △△ (T1234...) (-)
11/2 割り箸	550円
11/2 弁当・飲料（お茶）※	5,400円
11/25 ケータリングサービス	77,000円
合計	82,950円
(-) (10%対象	77,550円 内税7,050円)
(-) ( 8%対象	5,400円 内税400円)
※軽減税率対象	

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

- (-) 登録番号（課税事業者のみ登録可）
- (-) 適用税率
- (-) 税率ごとに区分した消費税額等

# ①インボイス制度の概要

(参考)

## 適格請求書（インボイス）

## 適格簡易請求書

請求書	
〇〇（株）御中 ⑥	(株) △△ (T1234...) ①
② 11/2 割り箸	③ 550円
11/2 弁当・飲料（お茶）※	5,400円
11/25 ケータリングサービス	77,000円
合計	82,950円
④ (10%対象 77,550円 内税7,050円)	⑤ (8%対象 5,400円 内税400円)
※軽減税率対象③	

請求書	
	(株) △△ (T1234...) ①
② 11/2 割り箸	③ 550円
11/2 弁当・飲料（お茶）※	5,400円
11/25 ケータリングサービス	77,000円
合計	82,950円
④ (10%対象 77,550円 内税7,050円)	⑤ (8%対象 5,400円 内税 400円)
※軽減税率対象③	

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
- ⑥ (省略可)

# ① インボイス制度の概要

## 複数の書類による対応

- ① 適格請求書は一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。
- ※請求書と内訳明細書、請求書と契約書などの組合せも考えられます。
- ※該当する書類はどちらも保存しておく必要があります。

請 求 書	
〇〇 (株) 御中	
〇〇年12月1日	
(株) △△ (T1234…)	
11月分 (11/1~11/30)	
納品書番号	金額
No.731	4,011円
No.732	21,300円
***	***
合計	109,200円
(10%対象 66,000円 内税6,000円)	
( 8%対象 43,200円 内税3,200円)	

納 品 書	
納品番号 : 732	
(株) △△	
〇〇 (株) 御中	
〇〇年11月14日	
納 品 書	
納品番号 : 731	
(株) △△	
〇〇 (株) 御中	
〇〇年11月1日	
品 名	金 額
飲料 ※	816円
割り箸	225円
鉛筆	1,920円
大学ノート	1,050円
合計	4,011円
※軽減税率対象	

# ①インボイス制度の概要

## 複数の書類による対応

口座引落等の取引の都度、**請求書類が発行されない取引**の場合であっても、仕入税額控除を受けるためには適格請求書の保存が必要となります。

### 賃貸借契約書

賃貸人〇〇（株）【登録番号：T1234...】（甲）  
と  
賃借人（株）△△（乙）とは、甲が所有する建物  
に関し、次のとおり契約を締結する。  
：  
：  
第×条（賃料）  
賃料は月額165,000円（消費税率10%・うち税額  
15,000円）とし、毎月□□日に乙の口座より引き  
落すものとする。

- 氏名又は名称
- 登録番号
- 取引内容
- 適用税率
- 税率ごとの税額



通帳・ネットバンキング



○取引年月日や取引金額

※先に契約書等に一定事項を記載しておくなど、複数の書類を保管することによって要件を満たすことも可能です。

# インボイス制度の概要

## 仕入明細書等による対応

- ① 売手側が発行する請求書（インボイス）に代えて、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除を受けることも可能です。
- ② 記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなり、相手方（売手）の確認を受ける必要があります。

※原則的に東京大学が売手側となる場合は、本学が作成した請求書類をインボイスとします。

## ポイント)

- 1、書類に記載する登録番号は相手方（売手側）の登録番号を記載。  
【他の記載事項は通常の適格請求書と同様】
- 2、相手方（売手側）の確認を受けた書類に限られる。
- 3、仕入明細書等をインボイスとして保存することが必要。

# インボイス制度の概要

謝金（謝金に伴う旅費を含む）・立替払であってもインボイス制度の対象となり、仕入税額控除を行うためには適格請求書等が必要となります。



講演者が適格請求書発行事業者でない場合も、支払った消費税額（3,000円）の仕入税額控除は認められなくなります。

立替払では、**立替者がインボイスを発行する必要はありませんが**、受け取った領収書等がインボイスの要件を満たさない場合は仕入税額控除が認められなくなります。Amazonや楽天市場などで購入する際も、取引相手（出品者）によっては仕入税額控除が認められない場合が生じますのでご注意ください。



# インボイス制度への対応

## 売手側（請求書等発行時）の注意点

### ①適格請求書（インボイス）の交付義務

※課税事業者である取引相手に求められた場合、インボイスを交付する義務が課されます。

### ②適格返還請求書（返還インボイス）の交付義務

※返品や値引き等、売上に係る対価の返還等を行う場合に適格返還請求書の交付を要する。

### ③修正した適格請求書（インボイス）の交付義務

※発行したインボイスに誤りがあった場合、正しい内容の記載をしたインボイスを交付し直す必要があります。

### ④写しの保存義務

※交付した①～③の適格請求書の写しを保存しておく必要があります。

→現在と同様に発行した請求書・領収書等を保存してください。

# インボイス制度への対応

## 請求書発行時の注意点

財務会計システム（未収金伝票）から発行される請求書では、記載要件である②取引年月日が満たされないため、

- ②-1：摘要欄に研究期間や取引日を記載する。
- ②-2：備考欄（入金情報タブ）より取引日が確認できる他の資料（契約書や取引明細書 等）を記載し、請求書と共に保管する。

上記、いずれかの方法で対応ください。

〒123-4567  
東京都〇〇区××7-3-1

△△△株式会社 ⑥

請求書番号0000077772  
令和 5年10月 2日

請求日≠取引日のため

様  
請求書

△△△株式会社

様  
(000113\*\*\*\*)

①  
東京都文京区本郷7-3-1  
国立大学法人 東京大学



下記のとおり請求します。

請求金額	5,275,000 円	(うち消費税額 479,545 円)
------	-------------	--------------------

①  
登録番号：T5010005007398

(入金期限 令和 5年11月1日 )

内 容	金 額	消費税額	備 考
共同研究費の請求 ③ (研究期間：令和5年10月1日～令和6年3月31日) ②-1	10%対象 5,275,000 円 ④	479,545 円 ⑤	※取引年月日については、契約書にて確認 ②-2
合 計 金 額	5,275,000 円	479,545 円	

⑥は軽減税率対象です。

# インボイス制度への対応

## 領収書発行時の注意点

手書きで領収書を発行する場合、以下の点にご注意ください。

- ②取引日付を確認するため、領収印は省略しない。
- ③但書きは、取引内容が確認ができるように記載する。  
(品代や空欄は不可)
- ④軽減税率対象の取引がない場合も税率(10%)は記載
- ⑤記載する消費税額の端数調整は1つの書類で1回のみ
- ⑥不特定かつ多数の者に対して販売等を行う場合は省略可(簡易インボイス)

領 収 書										① 登録番号 : T5010005007398		
国立大学法人 東京大学								第 R000001 号				
氏 名										様		
⑥												
納	付	金	額		千	百	十	万	千	百	十	円
但し、③												
上記の通り領収しました。												
内訳												
④ 税率		%	金額(税込)							円		
			消費税等							円		
			⑤									
税率		%	金額(税込)							円		
			消費税等							円		
① 国立大学法人東京大学												
出納責任者												
										② 領 収 印		
担当者										印		

# インボイス制度への対応

## 買手側（請求書を受け取る場合）の注意点

○仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書（インボイス）の記載要件を満たした書類を保存しておくことが必要となります。

※【請求書等の交付を受けることが困難である】などの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例もあります。

## 帳簿のみ保存で仕入税額控除が認められる特例

- ・ 入場券等が使用時に回収される場合
  - ・ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品等の購入
  - ・ 従業員等の出張旅費・宿泊費・通勤手当
- 等

# インボイス制度への対応

## 買手側（請求書を受け取る場合）の注意点

仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書（インボイス）の記載要件を満たした書類を保存しておくことが必要となります。

**→保存する書類（インボイス）について確認作業等が必要となります**

- **取引相手が適格請求書発行事業者か否か**  
→適格請求書発行事業者でない場合は【経過措置】対応の処理を行います。
- **発行された請求書等が適格請求書等（インボイス）の記載要件を満たすか**  
→インボイス制度の下では買手側で追記や修正を行うことは認められませんので発行元に適正なインボイスの再発行を依頼してください。

等々

# インボイス制度への対応

## 買手側（請求書を受け取る場合）の注意点

### 帳簿のみ保存で仕入税額控除が認められる特例

- ・ 入場券等が使用時に回収される場合
- ・ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品等の購入
- ・ 従業員等の出張旅費・宿泊費・通勤手当

等

→通常の記載事項に加えて、「**特例対象である旨の記載**」と「**課税仕入の相手方の住所又は所在地**」を記載することが求められていますので、摘要欄等への追記が必要となります。

※例) 振込手数料 (ATM) 【ATM (東京都〇〇区△△)】

→利用明細書等が発券され、支店名や所在地が確認できる場合は記載不要

※従業員の旅費については特例で住所等の記載は不要

# インボイス制度への対応

## 買手側（請求書を受け取る場合）の注意点

### 法令違反となる恐れのある行為

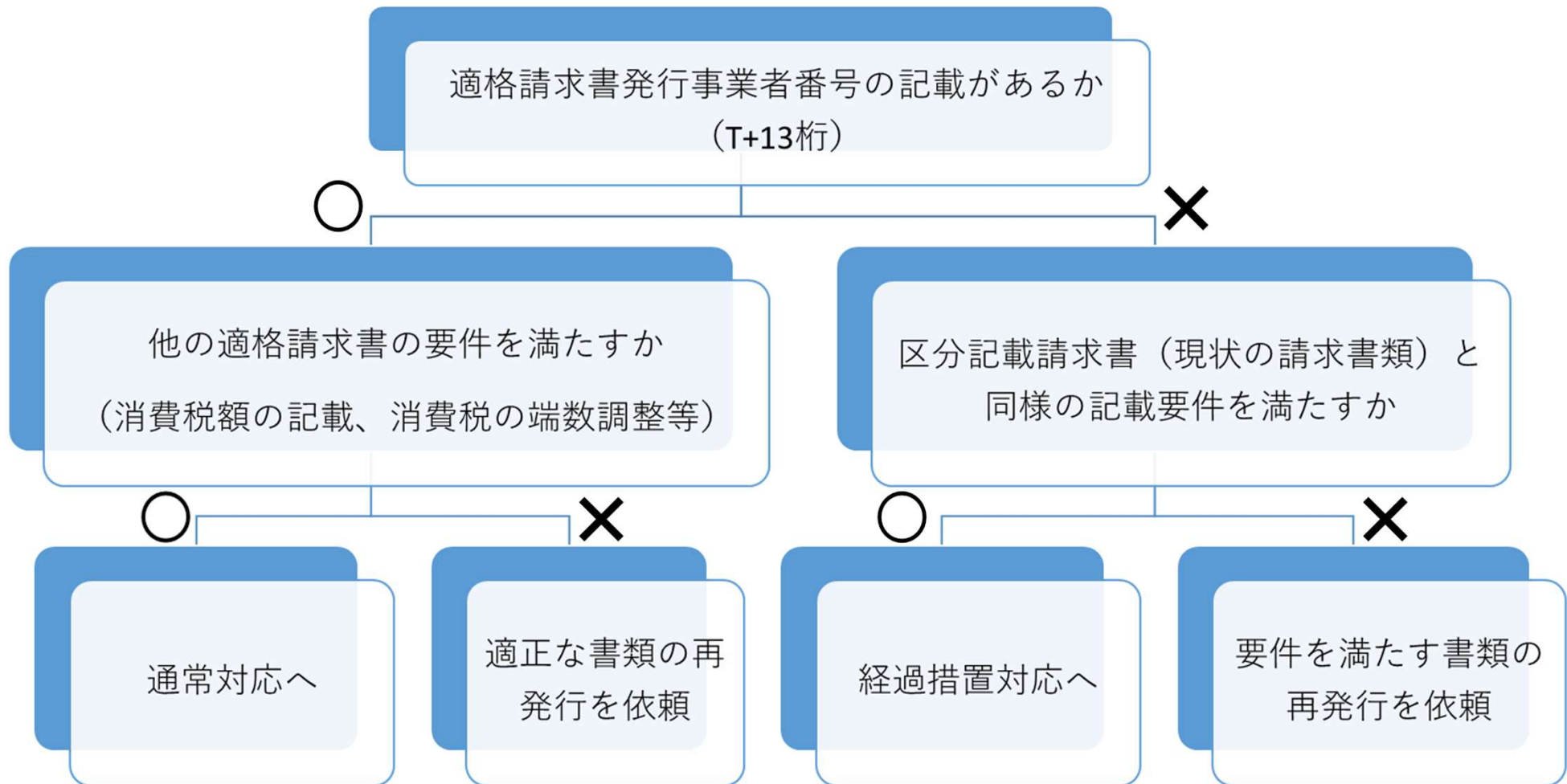
- ・取引完了後に、取引相手がインボイス登録者でないことが判明したため、消費税相当額の支払を拒否する。
- ・インボイス登録者にならないければ取引を行わない、又は消費税分の減額した金額のみ支払う旨を通知し、先方からの価格交渉にも応じない。



発注者としての取引上優越的な地位を利用して、一方的に取引条件を決定すると独占禁止法や下請法、建設業法に抵触する問題となります。

# 確認フロー

会計システム入力時の確認フロー





# 取引先情報の確認から伝票登録へ

新規取引先（請求書類：登録番号あり）の場合

- ①. 相手先から受け取った請求書類に記載のある登録番号を確認
- ②. 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で①に記載のあった登録番号を検索
- ③-a. 登録があった場合、登録されている【名称・住所・登録日】を確認  
※本社の情報で登録されている等の理由で、書類の氏名や住所と一致しないこともあるが  
その本社・支社の関連性が確認できれば一致していなくとも可
- ④-a. 財務会計システムの取引先管理より取引先名称・連絡先・銀行口座等の必要事項を入力。最後に基本情報右上の【 適格請求書発行事業者】のに✓を入れ、登録完了
- ③-b. 登録が無い場合、取引先に連絡をとり登録状況を確認  
※登録番号に誤りがあれば、正しい番号を付した書類の発行を依頼  
※登録年月日が取引日より後であれば、当取引について登録事業者として扱わない
- ④-b. 正しい番号が付された書類が届くまで・登録年月日に到達するまでは  
【 適格請求書発行事業者】のに✓は入れないまま登録をしておく

# 取引先情報の確認から伝票登録へ

新規取引先（請求書類：登録番号なし）の場合

- ①. 相手先から受け取った請求書類に「適格請求書発行事業者番号」（登録番号）以外の記載要件が備わっているかの確認
- ②-a. 記載要件を満たす場合、経過措置対応として伝票登録作業を行う
- ③-a. 現行通りのルールに従って伝票登録を行い、【税区分】を経過措置対応のものを使用する
- ②-b. 記載要件を満たさない場合、取引先に連絡し適正な書類の発行を依頼する
- ③-b. 適正な書類が届いたら③-aと同様に伝票登録を行う  
適正な書類が取得できなかった場合は仕入税額控除が認められないため、伝票登録時に【税区分：9899 課税－仕入税額控除対象外】を選択する

# 取引先情報の確認から伝票登録へ

既に登録のある取引先（請求書類：登録番号あり）の場合

- ①. 相手先から受け取った請求書類に記載のある登録番号を確認
- ②. 未払金伝票登録等の画面で取引先の検索（虫眼鏡）を行い、表示された検索結果の適格請求書の列が有・（空白）のどちらになっているかと確認
- ③-a. 登録が「有」の場合、既に国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」に登録されていることが確認されているため、そのまま伝票登録作業を進める
- ③-b. 登録が「空白」の場合、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」の登録が未確認のため、受け取った適格請求書類に記載のある登録番号を「公表サイト」で登録状況を確認。
- ④-b. (一)登録があった場合、登録内容を確認し問題がないようであれば、財務会計システムの【 適格請求書発行事業者】のに✓を入れ、登録完了。伝票入力へ  
(二)登録が無い場合、取引先に連絡をとり登録状況を確認

# 取引先情報の確認から伝票登録へ

既に登録のある取引先（請求書類：登録番号なし）の場合

- ①. 未払金伝票登録等の画面で取引先の検索（虫眼鏡）を行い、表示された検索結果の適格請求書の列が有・（空白）のどちらになっているかを確認
- ③-a. 登録が「有」の場合、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」に登録されていることが推測されるため、取引先に連絡をとり登録状況を確認
- ③-b. 登録が「空白」の場合、登録事業者ではないため経過措置の適用が可能かの確認（請求書類に「適格請求書発行事業者番号」（登録番号）以外の要件が備わっているか）
- ④-b. (一)記載要件を満たす場合、経過措置対応として伝票登録作業を行う  
(二)記載要件を満たさない場合、取引先に連絡し適正な書類の発行を依頼する
- ⑤-b. 適正な書類が届いたら③-aと同様に伝票登録を行う  
適正な書類が取得できなかった場合は仕入税額控除が認められないため、伝票登録時に【税区分：9899 課税－仕入税額控除対象外】を選択する

# 取引先情報の確認から伝票登録へ

基本情報

振込先情報

セットID: SHARE

取引先: NEXT

受け取った請求書に「適格請求書発行事業者登録番号」があった場合、公表サイトを確認のうえ☑をいれてください。

- 適格請求書発行事業者
- 誓約事項への同意
- 非表示

取引先名称

\*取引先名称:

刀加計:

取引先区分:

支払方法:

支払条件:

財務会計システム：執行業務＞取引先管理＞業務＞支払先情報登録

# 取引先情報の確認から伝票登録へ

取引先: 先頭 =

取引先(桁埋め不要): =

取引先名称: 先頭 =

誓約書: =

検索

クリア

キャンセル

[基本検索](#)

購入依頼、契約決議、購入依頼即決議、未払金伝票登録、発注検収支払送信の「取引先」の虫眼鏡検索より表示される。

## 検索結果

最初の 300 結果のみを表示できます。

100 件表示

取引先	適格請求書	誓約書	取引先名称
0000000001	有	(blank)	(株)トランスネット
0000000003	(blank)	(blank)	村沢 義久
0000000009	(blank)	(blank)	(独)国立公文書館

# 新しい税区分

インボイス制度に対応するため（経過措置を適用していることを判別するため）、あらたな税区分を作成しました。

（インボイス対応）

消費税区分	税率	名称
1208	8	課税国内8% - 課税売上対応
1308	8	課税国内8% - 共通対応
1408	8	課税国内8% - 非課税売上対応
8208	8	※軽減国内8% - 課税売上対応
8308	8	※軽減国内8% - 共通対応
8408	8	※軽減国内8% - 非課税売上対応
1210	10	課税国内10% - 課税売上対応
1310	10	課税国内10% - 共通対応
1410	10	課税国内10% - 非課税売上対応



（インボイス非対応・経過措置適用）

消費税区分	税率	名称
1508	8	経過国内8% - 課税売上対応
1608	8	経過国内8% - 共通対応
1708	8	経過国内8% - 非課税売上対応
8108	8	経過※軽減8% - 課税売上対応
8808	8	経過※軽減8% - 共通対応
8908	8	経過※軽減8% - 非課税売上対応
1510	10	経過国内10% - 課税売上対応
1610	10	経過国内10% - 共通対応
1710	10	経過国内10% - 非課税売上対応
9899	0	課税 - 仕入税額控除対象外

※ **【9899 課税 - 仕入税額控除対象外】**については、課税取引のうち経過措置も適用できない場合に使用元々が不課税取引（国外取引等）や非課税取引（保険料等）の場合には**【0099・9999その他課税外】**を使用



# 取引先情報の確認から伝票登録へ



## 仕訳一覧表

### 出力帳票

#### 仕訳一覧表

[仕訳一覧表\(予算科目指定\)](#)

[仕訳一覧表\(勘定科目指定\)](#)

[仕訳一覧表\(プロジェクト種別入り\)](#)

**[仕訳一覧表\(適格請求書フラグ入り\)](#)**

[欠番チェックリスト](#)

保存

追加

更新/表示

仕訳一覧表（適格請求書フラグ入り）の出力帳票より適格請求書の有無と税区分を確認できるようになっていますので、月次決算時等の際に、誤りがないかご確認いただけます。



# 取引先情報の確認から伝票登録へ

TR\_GL02\_13\_QU - 仕訳一覧表(適格請求書)-部局用

\*事業年度:

\*対象月:

結果の表示

結果のダウンロード先: [Excel スプレッドシート](#) [CSV テキスト ファイル](#) [XML ファイル](#) (25/25)

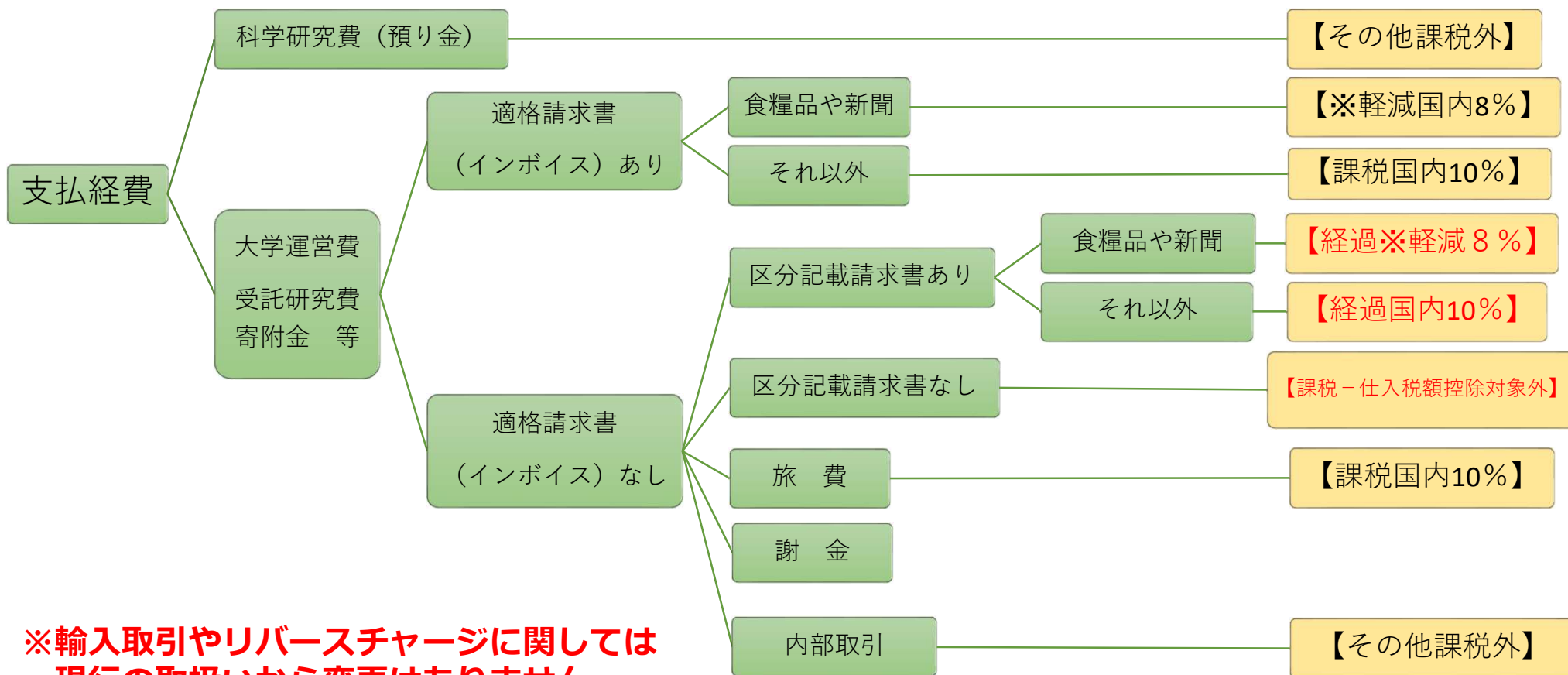
全て表示

Row	仕訳日	ビジネス ユニット	ビジネス ユニット 名称	伝票番 号	決算 整理区 分	決算 整理伝 票番号	取引先	取引先 名称	適格請求 書	摘要	部署	部署 名称 1	部署 名称 2	部署 名称 3
17	2022/09/07			00161652			0000215665	(学)東 洋大学	あり	令和4年度 科研費分担金の配分(東洋大学・吉 崎 直大)				

適格請求書 あり : 税区分は【課税国内】・【※軽減国内】・【その他課税外】  
 適格請求書 (空白) : 税区分は【経過国内】・【経過※軽減】・【その他課税外】  
 【課税-仕入税額控除対象外】

# 税区分の選択フロー

## 国内取引



※輸入取引やリバーチャージに関しては  
現行の取扱いから変更はありません。

## 旅費について

- ・ **旅費システム**を介して支出する**経費**については、インボイス制度の特例である「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費・宿泊費・日当及び通勤手当）」に該当するものとして取扱いますので、**現行の対応から変更はありません。**

例)

出張先の宿泊したホテルのインボイス、利用した新幹線等のインボイス等は消費税の観点からの保存は不要です。

※外部資金等のルールで保存が必要となっている場合は、そちらに従ってください。

※**旅行雑費**（予防接種やパスポートの更新手数料等）に関するものは、この特例の対象外となりますので、**取引先のインボイスが必要**となります。

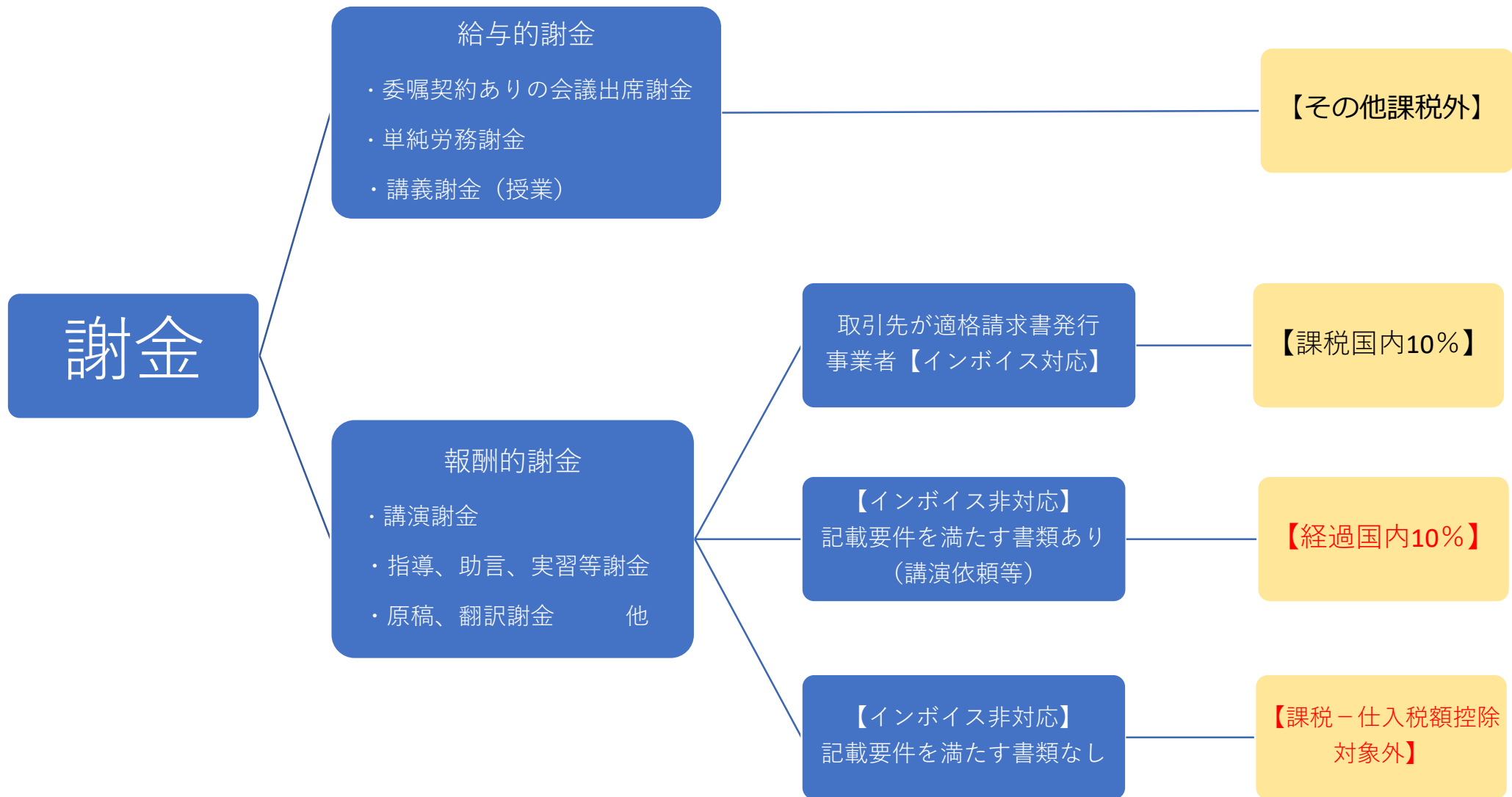
## 旅費（近距離旅費）について

**近距離旅費**については、「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費」特例の適用要件である【勤務地を離れた】を満たすかが明確ではないため、「従業員等の出張特例」は使用できません。

しかし、「適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」の特例が該当しますので、所定の様式を使用して申請していただく以外は特段の変更点はありません。



# 謝金にかかる税区分の選択フロー



## 謝金の経過措置適用について

謝金の支払についても、インボイス制度の対象となることから、講演者等が適格請求書発行事業者でない場合には、仕入税額控除が出来なくなってしまう。

また講演者等から請求書を受領している訳でもありませんので経過措置の適用もこのままでは不可となってしまいます。

そこで、通常行っている講演者への講演依頼や依頼内容の確認打合せの際に「**依頼内容の確認書**」を作成いただき、双方でご確認のうえ保存しておいていただければ、その書類をもって経過措置の適用が可能となります。



# 謝金の経過措置適用について

## 「依頼内容の確認書」

### 記載内容)

- ① 日時・実施期間（指導期間・講演日時 等）
- ② 講演者・指導者（宛名）
- ③ 依頼者
- ④ 講演内容・指導内容
- ⑤ 謝金額及び税率（交通費を含む場合はその旨）

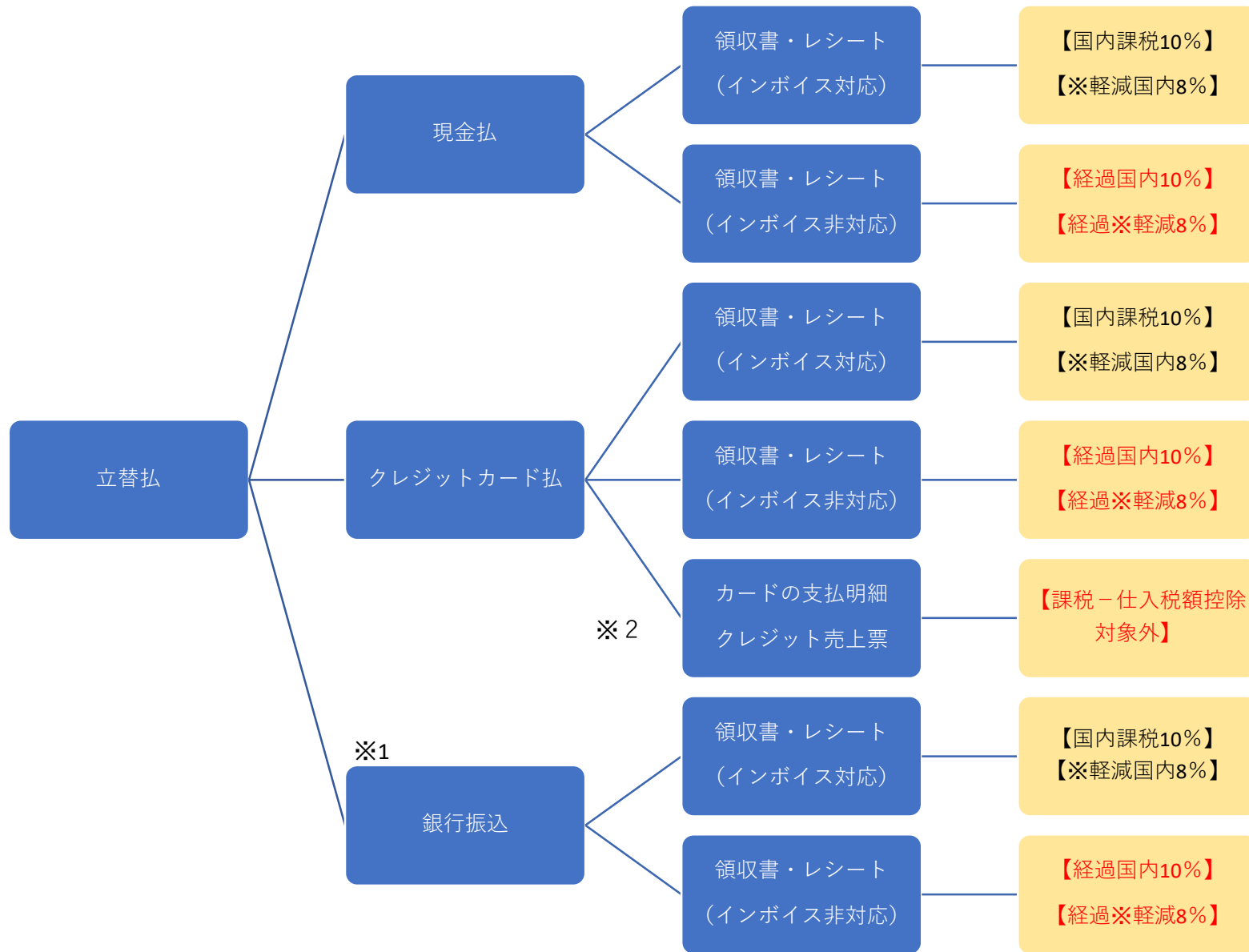
※確認書については、**先方の承諾が必要**となりますが一定期間の間に連絡が無い場合は承諾したものと  
する記載をしておくことによって、期間の経過で承諾があったものとみなすことができます。

※実施期間や謝金額に変更が生じた場合、その旨を再度確認し、その書類を保存してください。

### (文例)

国立大学法人〇〇大学 ×××教授	令和5年10月10日
	国立大学法人東京大学 △△研究科・▲▲部 ●●●●研究室
講演依頼の確認について	
先日は、お電話でご講演をお願いいたしましたところ、早速ご快諾を賜り厚くお礼申し上げます。なお、ご依頼の内容は下記のとおりでございます。いま一度ご確認をいただければ幸いです。	
今回のご依頼内容に関しましてご不明な点等ございましたら、ご多用のところ恐縮ですがその旨をご連絡ください。ご連絡のない場合には記載内容につき、ご確認いただいたものとして手続きを進めさせていただきます。	
記	
1. 日時	令和6年1月〇〇日(〇) 〇〇時～〇〇時
2. 場所	本学〇〇研究棟〇〇会議室
3. テーマ	〇〇〇〇について<〇〇研究会>
4. 受講者	〇〇人程度
5. 謝礼	36,700円<税込10%> 交通費支給(本学旅費規程に基づいて計算)
6. 備考	源泉徴収あり(交通費分も含む)
	以上
	担当 ●●●●研究室 □□□□

# 立替払時の支払方法による税区分確認





# 立替払時の支払方法による税区分確認

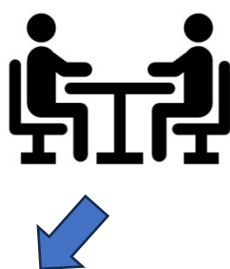
- ※1 銀行（ゆうちょ銀行）振込を行い、**振込手数料**が生じた場合、取引先のインボイスのほか、振込手数料分のインボイスが必要となる場合があります。

## 振込方法

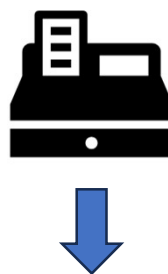
ネットバンキング



金融機関の窓口



A T M



金融機関の（簡易）インボイスが必要



金融機関のインボイスまでは不要  
＜自動販売機（A T M）特例＞

A T Mから発券される「利用明細書」を保存し、店番号が確認出来ない場合はA T Mのあった所在地を記載しておく。

例）東京都〇〇区△△

# 立替払時の支払方法による税区分確認

※ 2

クレジット売上票（お客様控え）では、

- ・取引内容
- ・適用税率
- ・消費税額
- ・取引先の登録番号

上記が確認できないため、  
保存資料としては**不适当**です。

取引先からの発行される領収書か  
レシートを保存してください。

[クレジット売上票]G

① 盟店名 MERCHANT  
TEL 03-1234-5678

端末番号 TERM NO 00000-560-00001

② 利用日 DATE 20XX/XX/XX 15:51:50  
伝票番号 SLIP NO 00029

③ 員番号 XXXXXXXXXXXXX5678(MS)  
承認番号 APP CODE 987654

取引内容	支払区分	取扱区分
売上	④	110
カード会社 CARD CO	有効期限 EXP DATE	商品区分
CreOK_Head	XX/XX	650

金額 AMOUNT ￥20,000  
税その他 TAX/OTHER ￥2,000  
⑤ 合計金額 ￥22,000

ご利用ありがとうございました。  
またのご来店をお待ちしています。  
S123456

売場: ○○ 係員:  
SALES COUNTER CLERK

お客様控え  
CUSTOMERS COPY

- ① 加盟店名  
(取引先)
- ② 利用日  
(取引日)
- ③ 会員番号  
(利用者)
- ④ 支払方法  
カード会社名
- ⑤ 合計金額  
(利用金額)

※日本クレジット協会H.Pより

# 立替払時の支払方法による税区分確認

領収書・レシート

※宛名がない場合も簡易インボイスとして使用できます。  
簡易インボイスの場合は「適用税率」か「消費税額」のどちらかの記載でOK

領収書		
見本		様
【証紙切手引受】		
第一種定形 ⑨4	1通	35.0g ¥94
小計		¥94
【販売】		
10円普通切手 10円	10枚	¥100
小計		¥100
【カタログ販売】		
沖縄 お中元ギフト（2023年度）		
申込書番号 7700000022		
特製 ローストビーフ※ （特製 ローストビーフ）		
2,800円	1個	¥2,800
小計		¥2,800
郵便物引受合計通数 1通		
課税計(10%)		¥94
(内消費税等(10%))		¥8
課税計(8%)		¥2,800
(内消費税等(8%))		¥207
非課税計		¥100
△計		¥2,994
□計		¥2,994
お預り金額		¥2,994
※印は軽減税率対象商品		
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577		
取扱日時：2023年 月 日 15:17 発行No. 231230Z0001 端P10箱10 連絡先：日本橋郵便局 TEL:		

- 適用税率
- 税率ごとの対価の額
- 税率ごとの消費税額

適格請求書  
発行事業者登録番号

※郵便局H.Pより

## 参考)

適格請求書等保存方式の概要（国税庁）

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>)

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（国税庁）

([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm))

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて（中小企業庁）

(<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>)

# 参考)

## 適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp>

取引先から受け取った請求書類（インボイス）に記載された登録番号【T + 13桁の数字】を検索すると右のように表示されます。

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト 表示日時：令和5年1月6日18時47分

---

### 国立大学法人東京大学の情報

#### 最新情報

登録番号  
**T5010005007398**

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)

---

氏名又は名称  
**国立大学法人東京大学**

---

登録年月日  
**令和5年10月1日**

---

本店又は主たる事務所の所在地  
**東京都文京区本郷7丁目3番1号**

---

最終更新年月日  
令和3年10月27日

---

#### 履歴情報

公表後の履歴について表示しています。

No.1	適格請求書発行事業者登録日	令和5年10月1日
新規		